

# リージョンプラザ上越利用料金減免申請書

(宛先)リージョンプラザ上越 指定管理者  
(新東産業株式会社)

令和 年 月 日

主催団体名  
代表者住所  
代表者氏名  
連絡責任者  
T E L

次の通り施設利用料金の減免を申請します。

大会事業名			
実施日時	入場料の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(金額: )	
参加対象	他の共催者		
事業内容			
減免の理由 (該当項目にレ印記入)	<input type="checkbox"/> 市主催事業 <input type="checkbox"/> 市共催事業 <input type="checkbox"/> 幼稚園・保育園主催事業 <input type="checkbox"/> 幼稚園・保育園・小・中・高校・大学の授業、行事 <input type="checkbox"/> 市小中学校体育連盟主催事業 <input type="checkbox"/> 高等学校体育連盟主催事業 <input type="checkbox"/> 上越市スポーツ協会加盟団体主催事業 <input type="checkbox"/> スポーツ少年団主催事業 <input type="checkbox"/> その他( )		
添付資料 (該当項目にレ印記入)	<input type="checkbox"/> 市共催許可書 <input type="checkbox"/> 開催要項 <input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 大会パンフレット <input type="checkbox"/> その他( )		
利用条件 (注意事項) ※必ずお読みください	・行事の内容が分かるもの(添付資料)を必ず提出してください。 ・販売や宣伝など営利を目的とした利用については減免の対象としません。 ・利用料金は主催者に直接請求し、申請者(主催者)と請求先、支払元が異なる場合は減免の対象としません。 ・領収書は申請者(主催者)名でのみ発行します。 ・審査は年度毎になりますので前年までの適用実績が反映されるとは限りません。 ・審査結果の可否は申請者に書面をもって通知します。		
異議申立て (注意事項) ※必ずお読みください	(1)この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日(利用料金に関する部分にあっては、30日)以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った翌日から起算して60日(利用料金に関する部分にあっては、30日)以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。 (2)この決定(利用料金に関する部分を除く。)について、この決定を知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 (3)また、この決定(利用料金に関する部分に限る。)について、上記(1)の判決を経た場合に限り、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。 ア 審査請求があった日の翌日から起算して3ヶ月を経過しても判決がないとき。 イ 処分、処分執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 ウ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 なお、(2)及び(3)の場合の訴訟において市を代表する者は、市長となります。		

## 減免決定通知書

申請のあった利用料金減免は次のとおり決定しましたので通知します。

リージョンプラザ上越 指定管理者  
(新東産業株式会社)

決定月日	令和 年 月 日	減免申請番号(許可番号)			
決定区分	<input type="checkbox"/> 減免許可	減免割合	<input type="checkbox"/> 100%減免 <input type="checkbox"/> 50%減免		
	<input type="checkbox"/> 減免不許可	不許可の理由			
利用料金/減免額	施設	設備・器具	合計	減免額	
	円	円	円	円	
館長	副館長	課長	係長	主任	係員

注. 記載された個人情報リージョンプラザ上越の利用に関する業務以外には使用しません。